飼育動物診療施設届出事項変更届出書

　　　年　　月　　日

　群馬県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名

　獣医療法第３条の規程により、飼育動物診療施設の届出事項の変更について下記のとおり届け出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　１　診療施設の名称ならびに所在地

　２　変更した事項

（変更前）

　　　　　　　（変更後）

　３　変更年月日

　４　変更の理由

　飼育動物診療施設届出事項変更届出書について（記入上の注意）

令和　　年　　月　　日

　群馬県知事　山本一太　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

氏　名　（届出は開設者名で）　　　印

　獣医療法第３条の規程により、飼育動物診療施設の届出事項の変更について下記のとおり届け出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　１　診療施設の名称ならびに所在地

　２　変更した事項　（変更事項を必ず明記して下さい。）

　　　　以下の様な事項が届出の必要なものです。

　　　　・氏名の変更、住所の変更、法人にあっては代表者の変更等

　　　　　　注：開設者の変更（個人→法人、親→子）は新規扱いです。

　　　　・診療施設の名称の変更

　　　　・開設場所の変更（住居表示の変更がこれに当たり、移転は新規扱いです。）

　　　　・構造設備の変更（住所の変更がなければ変更で可）

　　　　・管理者（診療施設を管理する獣医師）の氏名および住所の変更

　　　　・診療の業務を行う獣医師の氏名の変更（見習いであっても届出が必要です。）

　　　　　　注：上記の管理者が変わる場合はその旨を明記する。

　　　　　　注：獣医師免許の写しと履歴書（写真貼付）を添付のこと。

　　　　・診療の業務の種類の変更（主たる業務が変わった場合）

　　　　・定款又は寄付行為の変更（開設者が法人である場合）

　　　　　　（変更前）　構造設備の変更等では別紙でも可

　　　　　　（変更後）

　３　変更年月日

・変更から１０日以上経過して届出る場合は、「遅延理由書」を添付して下さ　　　　　　い。

　４　変更の理由

（注）届出事項とは開設届をした事項

お願い：届出書類は必ず控え（出来れば家保の受付確認したもの）を保管して下さい。